

弘前市会計年度任用職員(臨床心理士または公認心理師)募集要項

乳幼児等の発達支援業務に従事する会計年度任用職員(臨床心理士または公認心理師)を募集します。

令和6年度の会計年度任用職員の募集に関しては、令和6年度予算成立の状況によって、募集の中止や採用を取りやめる場合もありますので、あらかじめご承知ください。

なお、令和6年度予算は令和6年第1回定例会の議決を経て決定する予定です。

1 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定人数	採用予定日
会計年度任用職員 (臨床心理士または 公認心理師)	乳幼児の発達支援業務 ・1歳6ヶ月児健診、3歳児健診の発達支援に関する業務 ・5歳児発達健診・相談に関する業務 ・幼児の発達相談に関する業務 ・その他事務	1名	採用決定後 要相談

2 応募資格

- ・臨床心理士または公認心理師のいずれかの資格を有している方。
但し、有する資格が公認心理師のみの場合、令和6年1月1日現在で公認心理師としての実務経験が1年以上あること。
- ・普通自動車免許を有している方（弘前市の公用車を運転する可能性があります）。

3 雇用期間

採用日から令和7年3月31日まで。

以降については業務が継続する場合、本人の勤務状況等により再度の任用の可能性あり（ただし、公募によらない選考による再度の任用は2回（令和8年度）まで）。なお、最初の1か月は条件付採用期間となります。

4 勤務場所、勤務時間等

配属先	勤務場所	勤務時間等
こども家庭課	弘前市大字駅前町 9番地20 ヒロコ 3階	休日：土曜日、日曜日、祝日法に定める 祝日・休日及び年末年始（12月29 日～1月3日） 勤務時間：週30時間勤務のシフト制 (8:30～15:15、9:00～15:45、 10:15～17:00) 休憩時間：45分 休日勤務：有 時間外勤務：有

5 休暇 (1) 年次有給休暇：任用時に、雇用期間に応じた日数を付与。

(2) その他の休暇（取得条件あり）：

- ・有給（忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のための休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、妊娠中等定期健診のための休暇、産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇）
- ・無給（病気休暇、療養休暇、骨髓等ドナーハート休暇、妊娠疾病休暇、育児時間、子の看護休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間）

6 給与等

(1) 給料／報酬 月額 252,929円

※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げまたは引下げ）をすることもあります。

(2) 通勤手当／費用弁償 通勤方法と距離に応じて支給（片道2km以上の場合に支給、交通機関利用の場合は定期代(1か月当たり月額55,000円以内)、交通用具利用の場合は距離に応じて31,600円以内）

(3) 賞与 期末・勤勉手当を6月と12月に関係規定に基づき支給

※勤勉手当は令和6年度から支給となる見込みです。

(4) 給与締切日 月末締め

(5) 給与支払日 当月21日

7 社会保険等 社会保険（健康保険（青森県市町村職員共済組合）、厚生年金）及び雇用保険に加入。

8 応募方法 次の書類を全て、こども家庭課駅前こどもの広場（ヒロコ3階）へ持参または郵送により提出してください。

(1) 履歴書 市販の履歴書に必要事項（氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、免許・資格、志望動機等）を記入し、顔写真を貼付してください。

(2) 臨床心理士又は公認心理師登録証の写し

(3) 普通自動車運転免許証の写し

(4) 実務経歴を記載した志望動機書（任意様式）

※公認心理師のみ保持の場合

9 申込先 〒036-8003 弘前市大字駅前町9番地20 ヒロコ 3階
弘前市こども家庭課 駅前こどもの広場

10 受付期間 随時受付します。

※なお、郵送による場合は、郵送用封筒の表に「会計年度任用職員選考
申込」と朱書きしてください。

※随時受付のため、申込時点で採用者を決定している可能性があること
をご了承ください。

11 選考方法

面接による選考 個人面接を実施し、採用者を決定します。詳細は応募者に別途連絡
します。

12 服務

任用時に、地方公務員法第31条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。
また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- (3) 秘密を守る義務（同法第34条）
- (4) 職務に専念する義務（同法第35条）
- (5) 政治的行為の制限（同法第36条）
- (6) 争議行為等の禁止（同法第37条）

13 その他

- (1) 地方公務員法第16条の欠格事項（次のアからウ）に該当する方は申し込みできません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな
くなるまでの者
 - イ 弘前市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力
で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 営利企業の従事（兼業）については、一律に禁止するものではありませんが、内容に
よっては制限がありますので、事前にご確認ください。

14 問合せ先 雇用条件について：人事課人事研修係（電話0172-35-1119）

業務内容・選考方法について：こども家庭課 駅前こどもの広場

（電話0172-35-0156）